

本市発注の工事における再生可能エネルギー等の積極的な活用に関する運用について

横浜市役所は、大量の温室効果ガスを排出する市内最大級の事業者であり、市役所新庁舎においては、令和2年度に再生可能エネルギー100%とし、引き続き区庁舎においても、2025年度を目途に使用電力の再生可能エネルギー100%化を進めています。

本市発注の工事においても、「温室効果ガス排出ゼロ」を推進する必要があるため、積極的な再生可能エネルギー等の活用にあたり、次のとおり運用します。

●工事の実施について

- 本市発注工事において温暖化対策を実施する場合は、事前に本市発注課と協議し、施工計画書に記載して実施することができます。
- 温暖化対策を実施した場合は、工事請負費に計上されている現場環境改善費（率計上分）の一部として充当することができます。
（土木工事標準積算基準書をご参照ください）

●「工事成績評価基準について」について

- 温暖化対策を実施した場合は、工事成績評価基準の主任監督員（5 創意の工夫、I 創意工夫【安全衛生】「29.環境保全に関する工夫」）で加点することができます。
（土木工事標準積算基準書をご参照ください）

●再生可能エネルギー等の活用方法

- 横浜市温暖化対策統括本部企画調整部調整課・プロジェクト推進課
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/saiene.html>